

パブリックコメント制度の流れ

制度・政策案の策定

市議会への説明

(行政係経由)

対象となる政策案【第3条】

- (1)基本構想、基本計画、各分野における計画・指針
- (2)広く市民一般に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3)その他実施機関が必要と認めるもの

案の公表【第4条】

- 政策等の概要
- 案の趣旨、目的、背景
- その他関連資料

公表の方法【第5条】

- (1)ホームページに掲載
- (2)市庁舎1階または担当課での閲覧
- (3)広報紙に掲載（対象や期間のお知らせ程度）
- (4)その他実施機関が適当と認める方法

意見募集期間
30日以上

意見受付【第6条】

郵便、ファクシミリ、電子メール、書面の提出、その他実施機関が認める方法
※住所・氏名・法人名称等を明記

提出された意見の検討と意思決定

意見を取り入れる場合

意見を取り入れない場合

意見に基づき案を修正

取り入れなかった理由を整理

結果の公表【第7条】

- (1)意見の概要
- (2)意見に対する実施機関の考え方
- (3)案を修正したときは修正内容

結果の公表

結果の公表方法については、案の公表に準じて行います。

議会提案・議決

※条例の制定・改廃など議会での審議が必要な場合

政策等の実施・執行

パブリックコメントの手続